

計 画 課 資 料

認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日老発第0331010号）

改正前	改正後（案）
<p style="text-align: right;">老発第0331010号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の実施について</p> <p>認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、事業の名称の変更を行うとともに、研修内容の更なる充実を図る観点から、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配慮を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。</p> <p><u>なお、要綱中、4（5）認知症介護指導者養成研修及び（6）フォローアップ研修の対象者については、平成19年度から見直しを予定しているので、おって通知する。</u></p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業実施要綱</p> <p>1 目的 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、</p>	<p style="text-align: right;">老発第0331010号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の実施について</p> <p>認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、事業の名称の変更を行うとともに、研修内容の更なる充実を図る観点から、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配慮を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。</p> <p><u>なお、認知症介護実践研修については、平成20年度から国庫補助を廃止するが、引き続き一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。</u></p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業実施要綱</p> <p>1 目的 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、</p>

認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。
なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、その介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、4（5）の認知症介護指導者養成研修及び4（6）のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

(1) 認知症介護実践研修

① 研修対象者

認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。
なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、その介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

上記に関わらず、4（1）の認知症介護実践研修については、4（1）の規定によるものとする。

また、4（5）のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

(1) 認知症介護実践研修

① 実施主体

都道府県等、市町村及び都道府県知事又は市町村長が指定する法人が実施するものとする。

なお、本研修を、指定する法人が実施する場合には、指定を受けようとする者に対し、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について、都道府県知事又は市町村長に提出させ、審査するものとする。

② 研修対象者

介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、実施主体の長が適当と認めた者とする。

- ② 実施内容
研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。
- ③ 実習施設
介護保険施設・事業者等が有する施設であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。
- ④ 受講の手続等
ア 受講を希望する者は、市町村の長又は所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて、実施主体の長に申し出るものとする。
イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。
- ⑤ 修了証書の交付等
ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。
イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。
- ⑥ 実施上の留意事項
ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。
イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。
ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修 (略)

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 (抄)

- ① 研修対象者
指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されるものであって、認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、実施主体の長が適当と認めた者とする。

- ③ 実施内容
研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。
- ④ 実習施設
介護保険施設・事業者等が有する施設であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。
- ⑤ 修了証書の交付等
ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。
イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。
- ⑥ 実施上の留意事項
実施主体は、認知症介護指導者養成研修(認知症介護研究・研修センターにおいて実施されたものをいう。以下同じ。)修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修 (略)

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 (抄)

- ① 研修対象者
指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されるものであって、認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(抄)

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

(5) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～ウのすべてを満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ (7) 介護保険施設・事業者等に従事している者(過去において介護保険施設・事業者等に従事していた者も含む。)

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ロ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として、③の実施施設において実施される認知症介護指導者養成研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

認知症介護研究・研修センター(別記)及び連携施設

④ 受講手続等

受講の手続等については、認知症介護研究・研修センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(抄)

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

ア 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

イ 都道府県等が実施する認知症介護実践研修事業の指導者を養成するという本研修の性格を踏まえ、都道府県等は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

(6) フォローアップ研修 (略)

5 認知症介護研修推進計画の策定

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

(5) フォローアップ研修 (略)

5 認知症介護研修推進計画の策定

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

6 経費の補助

4 (2) から (5) の事業に要する経費については、別に定めるところにより補助する。

改正前	改正後（案）
<p style="text-align: right;">老計発第0331007号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局計画課長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について</p> <p>認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p>1 認知症介護実践研修 <u>認知症介護実践研修については、局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）4（1）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の実情に応じ、次の「実践者研修」と「実践リーダー研修」をそれぞれ必要な回数行うこととする。</u></p> <p>（1）実践者研修 ア 実践者研修は、認知症介護の理念、知識及び技術を修得させることをねらいとする。 イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者とする。</p>	<p style="text-align: right;">老計発第0331007号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局計画課長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について</p> <p>認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p><u>なお、認知症介護実践研修については、平成20年度から国庫補助を廃止するが、引き続き一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。</u></p> <p>1 認知症介護実践研修</p> <p>（1）実践者研修 ア 実践者研修は、認知症介護の理念、知識及び技術を修得させることをねらいとする。 イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者とする。</p>

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(1)アのとおりとする。

都道府県等は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、必修時間並びに必修科目の実施に必要な時間数を確保した研修カリキュラムを作成するものとする。その場合、必修科目を網羅するとともに、講義・演習の必修時間数24時間(1,440分)のうち、必修科目について15時間(900分)以上を確保することに留意願いたい。また、実習についても研修時間数の確保に配慮願いたい。

オ 要綱4(1)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村の長は、当該事業所の状況を精査した上で、事業所から推薦された者の受講が適当と認められた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。都道府県等は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修について特段の配慮を行うものとする。

(2) 実践リーダー研修

ア 実践リーダー研修は、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者は、介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設又は介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス事業者及び介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等(以下「介護保険施設・事業者等」という。)において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(1)イのとおりとする。

都道府県等は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、研修カリキュラムを作成するものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(1)アのとおりとする。

実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、必修時間並びに必修科目の実施に必要な時間数を確保した研修カリキュラムを作成するものとする。その場合、必修科目を網羅するとともに、講義・演習の必修時間数24時間(1,440分)のうち、必修科目について15時間(900分)以上を確保することに留意願いたい。また、実習についても研修時間数の確保に配慮願いたい。

オ 要綱4(1)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、一部の指定地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村の長は、当該事業所の状況を精査した上で、事業所から推薦された者の受講が適当と認められた場合には、実施主体に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。実施主体は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

(2) 実践リーダー研修

ア 実践リーダー研修は、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者は、介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設又は介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス事業者及び介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等(以下「介護保険施設・事業者等」という。)において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(1)イのとおりとする。

実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、研修カリキュラムを作成するものとする。

また、実施にあたっては、研修生の受講可能な日程を組む等の配慮を行うものとする。

なお、都道府県等の実情に応じ、実習時間を増減させることは差し支えないこととするが、標準的な研修時間の2分の1に相当する実習時間は確保するものとする。

オ 実習施設については、要綱4(1)③に定められているところであるが、具体的には、認知症高齢者に対するサービス提供に関し熱意と経験を有する介護保険施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所等とする。

研修の実施にあたっては、当該施設に研修責任者を配置するとともに、研修の意義、心構え、日課表等を内容とする研修要項を作成し、研修生の指導にあたることとする。

カ 実施要綱4(1)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

キ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業所が、当該事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村は、当該事業所から推薦された者の受講については、各事業所の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。都道府県等は、市町村から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

2 認知症対応型サービス事業開設者研修（略）

3 認知症対応型サービス事業管理者研修（略）

4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（略）

5 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱4(5)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとする。

また、実施にあたっては、研修生の受講可能な日程を組む等の配慮を行うものとする。

なお、実施主体の実情に応じ、実習時間を増減させることは差し支えないこととするが、標準的な研修時間の2分の1に相当する実習時間は確保するものとする。

オ 実習施設については、要綱4(1)③に定められているところであるが、具体的には、認知症高齢者に対するサービス提供に関し熱意と経験を有する介護保険施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所等とする。

研修の実施にあたっては、当該施設に研修責任者を配置するとともに、研修の意義、心構え、日課表等を内容とする研修要項を作成し、研修生の指導にあたることとする。

カ 実施要綱4(1)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

キ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業所が、当該事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村は、当該事業所から推薦された者の受講については、各事業所の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、実施主体に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。実施主体は、市町村から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

2 認知症対応型サービス事業開設者研修（略）

3 認知症対応型サービス事業管理者研修（略）

4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（略）

イ 研修対象者について、要綱4(5)①アの「これに準ずる者」を選定する際には、厚生労働省に事前に協議することとする。

ウ 研修対象者について、要綱4(5)①ウの「認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）は、実践者研修修了者（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「旧通知」という。）により実施された基礎課程を修了した者を含む。）であって、実践リーダー研修を修了した者（旧通知により実施された専門課程を修了した者を含む。）とする。

エ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、30日間とする。さらに、一連の研修期間の途中あるいは研修期間終了後に、約4週間程度の職場研修期間を設定し、別紙1(5)に定める「職場研修」の課題①、②について、レポートを作成・提出させることとする。

オ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(5)のとおりとする。

カ 要綱4(5)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

6 フォローアップ研修

フォローアップ研修については、要綱4(6)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱4(6)に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(6)のとおりとする。

オ 要綱4(6)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

7 認知症介護研修推進計画（略）

5 フォローアップ研修

フォローアップ研修については、要綱4(5)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱4(5)に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(6)のとおりとする。

オ 要綱4(5)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

6 認知症介護研修推進計画（略）

○ 認知症高齢者グループホームに関する調査結果について

(老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べ)

平成19年10月1日現在における認知症高齢者グループホームの現状について、各都道府県を通じ市町村から報告のあったデータを取りまとめた結果は、次のとおりである。

1 指定事業所数	9,026	事業所
総ユニット数	14,984	ユニット
総定員数	132,817	人

(参考) 昨年度指定事業所数：8,528事業所(平成18年10月1日現在)

2 法人種別×事業所数

法人種別		事業所数	ユニット数	定員数	(参考) 昨年度 指定事業所数(注)
社会福祉法人		1,990	3,023	26,698	1,860
医療法人		1,644	2,923	25,999	1,572
営利法人	株式会社	2,130	3,949	35,240	1,958
	有限会社	2,637	4,219	37,326	2,554
NPO法人		482	658	5,697	449
その他		143	212	1,857	135
不明		0	0	0	0
合 計		9,026	14,984	132,817	8,528

注 昨年度指定事業所数は、平成18年10月1日現在。

3 併設施設の種別

施設種別	事業所数
特養	272
老健	189
医療	159
通所	910
認通	149
小規模	180
特養+老健	13
特養+通所	128

施設種別	事業所数
特養+通所+認通	30
特養+老健+通所	6
老健+通所	15
老健+医療	56
通所+医療	42
通所+認通	35
通所+小規模	10
その他	311
合計	2,505

注1 表中の「特養」は特別養護老人ホーム、「老健」は老人保健施設、「医療」は病院・診療所、「通所」は通所介護、「小規模」は小規模多機能型居宅介護事業所、「認通」は認知症対応型通所介護を指す。

2 「その他」は、ケアハウス、有料老人ホーム、養護老人ホームなどのほか、上記表中以外の組み合わせである。

4 建物形態

形態	事業所数
単独型	6,513
併設型	2,505
不明	8
合計	9,026

5 家賃月額

家賃（月額）	事業所数
10,000円未満	243
10,000円以上 20,000円未満	646
20,000円以上 40,000円未満	3,513
40,000円以上 60,000円未満	2,474
60,000円以上 80,000円未満	1,319
80,000円以上100,000円未満	213
100,000円以上150,000円未満	74
150,000円以上200,000円未満	4
200,000円以上	7
分類不能	533
合計	9,026

注 「分類不能」とは、居室によって家賃に差があるもので2つ以上の区分にまたがるもの、不明、光熱水費込み等である。

- ・ 1事業所当たり平均額（月額） 41,107円
（「分類不能」は平均額の算出から除く。）

6 入居一時金

入居一時金（保証金）	事業所数
200,000円未満	1,510
200,000円以上 400,000円未満	1,248
400,000円以上 600,000円未満	225
600,000円以上 800,000円未満	44
800,000円以上1,000,000円未満	16
1,000,000円以上	39
無し	3,791
分類不能	2,153
合計	9,026

注 「分類不能」とは、入居一時金（保証金）の設定に金額の幅があるもので、2つ以上の区分にまたがるものなどである。

- ・ 1事業所当たり平均額 238,957円
（「無し」・「分類不能」は平均額の算出から除いてある。）

7 食材料費

食材料費（月額）	事業所数
10,000円未満	2
10,000円以上20,000円未満	72
20,000円以上30,000円未満	1,618
30,000円以上40,000円未満	5,128
40,000円以上50,000円未満	1,853
50,000円以上60,000円未満	186
60,000円以上	59
分類不能	108
合 計	9,026

注1 日額で設定しているものについては1ヶ月当たり30.4日で計算。
 2 「分類不能」とは、実費としているもの、不明、光熱水費込み等である。

- ・ 1事業所当たり平均額（月額） 34,946円
 （「分類不能」は平均額の算出から除いてある。）

8 光熱費

光熱水費（月額）	事業所数
5,000円未満	469
5,000円以上10,000円未満	1,379
10,000円以上15,000円未満	1,642
15,000円以上20,000円未満	2,231
20,000円以上25,000円未満	1,163
25,000円以上30,000円未満	289
30,000円以上	212
分類不能	1,641
合 計	9,026

注1 「分類不能」とは、実費、不明、家賃等に含まれるもの等である。

- ・ 1事業所当たり平均額（月額） 14,317円
 （「分類不能」は平均額の算出から除いてある。）

9 介護支援専門員の資格を有する計画作成担当者の有無

	事業所数
1名以上いる。	8,829
1名もいない。	197
合 計	9,026

10 看護職員の配置状況

	事業所数
看護師又は准看護師を配置している事業所	4,051
看護師又は准看護師を配置していない事業所	4,975
合 計	9,026

11 看護職員確保に係る契約先について

	事業所数
訪問看護ステーション	1,090
病院・診療所	1,169
訪問看護ステーション+病院・診療所	53
その他	144
合 計	2,456

12 医療連携体制加算の実施状況について

	事業所数
医療連携体制加算をとっている	5,220
医療連携体制加算をとっていない	3,806
合 計	9,026

13 運営推進会議の状況

	事業所数
運営推進会議を開催している事業所数	8,026
運営推進会議を開催していない事業所数	1,000
合 計	9,026

14 質の向上

	事業所数
今年度、研修を受講させた（させる予定のある）事業所	5,855
今年度、研修を受講させていない事業所	3,171
合 計	9,026

注 ここていう研修とは、認知症ケアに関する研修をいい、具体的には下記のような研修等を対象としている。

- ・ 認知症介護指導者研修
- ・ 認知症高齢者グループホーム管理者研修
- ・ 実践者研修
- ・ 実践リーダー研修、等

15 新規サービス対応状況について

	事業所数
認知症対応型通所介護（共用型）	520
短期利用共同生活介護	938

16 都道府県別高齢者人口（1000人当たり）に対するグループホームの定員数の割合

No.	都道府県名	高齢者人口 (a)	グループホーム	
			定員数 (b)	高齢者人口比 (1,000人当たり) (b) / (a) *1000
1	北海道	1,205,692	11,624	9.6
2	青森県	326,562	4,496	13.8
3	岩手県	339,957	1,103	3.2
4	宮城県	470,512	2,430	5.2
5	秋田県	308,193	2,011	6.5
6	山形県	309,913	1,645	5.3
7	福島県	474,860	2,086	4.4
8	茨城県	576,272	4,286	7.4
9	栃木県	390,896	1,118	2.9
10	群馬県	416,909	2,371	5.7
11	埼玉県	1,157,006	4,799	4.1
12	千葉県	1,060,343	3,934	3.7
13	東京都	2,295,527	3,657	1.6
14	神奈川県	1,480,262	7,446	5.0
15	新潟県	580,739	1,809	3.1
16	富山県	258,317	974	3.8
17	石川県	245,739	2,190	8.9
18	福井県	185,501	506	2.7
19	山梨県	193,580	586	3.0
20	長野県	521,984	1,665	3.2
21	岐阜県	442,124	2,963	6.7
22	静岡県	779,193	4,107	5.3
23	愛知県	1,248,562	4,956	4.0
24	三重県	400,647	1,763	4.4
25	滋賀県	249,418	955	3.8
26	京都府	530,350	1,027	1.9
27	大阪府	1,634,218	6,265	3.8
28	兵庫県	1,108,564	3,691	3.3
29	奈良県	283,528	1,253	4.4
30	和歌山県	249,473	985	3.9
31	鳥取県	146,113	897	6.1
32	島根県	201,103	1,238	6.2
33	岡山県	438,054	3,806	8.7
34	広島県	600,545	3,733	6.2
35	山口県	373,346	1,684	4.5
36	徳島県	197,313	2,153	10.9
37	香川県	235,508	1,416	6.0
38	愛媛県	351,990	3,999	11.4
39	高知県	206,375	1,766	8.6
40	福岡県	997,798	7,176	7.2
41	佐賀県	196,108	1,826	9.3
42	長崎県	348,820	4,687	13.4
43	熊本県	437,244	1,895	4.3
44	大分県	292,805	1,253	4.3
45	宮崎県	270,586	1,728	6.4
46	鹿児島県	434,559	4,436	10.2
47	沖縄県	218,897	423	1.9
	合計	25,672,005	132,817	5.2

注1 高齢者人口は、総務省統計局「平成17年国勢調査 第1次基本集計結果」より。

注2 「高齢者人口比」の合計欄は、全国平均値。